**令和６年度　商店街店舗魅力向上支援事業＜魅力発信型＞**

**実施商店街応募要領**

**１．事業概要**

インバウンド復活、万博開催による国内外の旅行客をターゲットに、この「商店街店舗魅力向上支援事業＜魅力発信型＞」では、大阪府商店街魅力発見サイト「ええやん！大阪商店街」（以下「ポータルサイト」という。）等を府内商店街が活用することで魅力発信の一助とし、商店街における観光・消費の促進につなげることを目的とする。

※「魅力発信」型と「観光コンテンツ化」型の募集を同時に行っています。本要領は、「魅力発信型」の募集です。実施内容は下記３を参照ください。（補助金など金銭的支援はありません）。

**２．対象商店街等**

対象商店街は、組織的に需要喚起に取り組む意欲が高く、次の（１）から（３）のすべてに該当する大阪府内の商店街等組織（注）とする。

（１）大阪経済の再活性化に向け、商店街等組織による需要喚起に取り組むこと。

（２）スタンプラリーやポータルサイトでの情報発信など府が実施する魅力発信の取組みに協力すること。

（３）万博啓発素材（のぼり等）の掲出に協力するなど万博の機運醸成に取り組むこと。

※令和５年度商店街店舗魅力向上支援事業における支援対象の商店街等組織（136商店街）で継続を希望される場合も必ず再度申請してください。

継続の申請がない場合、ポータルサイトに現在掲載されている商店街紹介・同商店街エリアの店舗紹介のページ等は削除する場合がありますのでご注意ください。

（注）　　商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいう。

・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

**３．実施内容**

（１）主な実施内容（商店街向け）

　　本事業（魅力発信型）で商店街等組織向けに実施する主な内容は以下のとおりです。

＊補助金などの金銭給付・金銭的支援はありません。あくまで以下の取組みにご賛同・参加いただき、各商店街の魅力発信の一助としていただくものです。

＊実施内容はあくまで予定です。今後、事前の連絡なく変わることがありますのでご承知ください。

①　ポータルサイトでの魅力発信

本事業の受託事業者（以下「事務局」という）が商店街に取材を行い以下のような情報や記事を作成し、大阪府商店街魅力発見サイト「ええやん！大阪商店街」（以下「ポータルサイト」という）にて掲載する。

・商店街情報の掲載　（参考）https://osaka-shotengai-info.com/page-ss\_map/

・商店街内店舗情報の掲載　（参考）https://osaka-shotengai-info.com/shop/

・特集記事の掲載　（参考）https://osaka-shotengai-info.com/featured/

・商店街の取組みやイベント情報の発信　（参考）https://osaka-shotengai-info.com/event/

　　＊掲載内容の編集・決定は事務局及び大阪府が行います。希望する情報がすべて掲載されるわけではありません。

　　＊ポータルサイトへの構成は事前連絡なく変わることがありますので、上記掲載を確約するものではありません。

②　特設SNSでの魅力発信

上記①の情報等を、事務局が運営する「ええやん！大阪商店街」特設X（旧ツイッター）及びインスタグラム（以下「特設SNS」という）にて掲載する。

＊掲載内容の編集・決定は事務局及び大阪府が行います。希望する情報がすべて掲載されるわけではありません。＊特設SNS…「ええやん！大阪商店街」公式X（旧ツイッター）及び公式インスタグラム

　　　・X（旧ツイッター）アカウント： ＠eeyan\_shotengai

　　　・インスタグラムアカウント： ＠eeyan\_shotengai

　③　デジタルスタンプラリーへの参加

　　　　　府内の商店街の回遊を目的としたデジタルスタンプラリーに参加できる。（スタンプラリーの実施内容が決定した段階で事務局より通知する）

　　　＜参考＞令和５年度の実績

　　　　　　　　　　　参加者：２，７１５名

　　　　　　　　　　　スタンプ数（商店街の回遊数）：５７，９１２

④　万博の機運醸成

　2025年大阪・関西万博開幕に向け、府内商店街での機運醸成を図るため、現地プロモーション用に事務局が制作するのぼり等の提供を受けることができる（数に限りがあるため、希望個数を受け取れるとは限らない）。

**※配布したのぼりは、可能な限り掲出に努めること。**

⑤　その他

その他、事務局が実施する事業での連携、事務局からの情報提供等

（２）選定後の条件

　　対象商店街として選定された場合、以下の条件を満たすこと。

①　商店街内の来街者が見やすい場所での本事業提供ＰＲ素材（のぼり等）の掲出に協力すること。

②　上記３（１）の実施に伴う事務局の取材、記事内容の確認などに協力すること。

③　商店街のホームページやイベントチラシ等に本事業のＰＲを掲載するなど、広報に協⼒すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

**４．応募書類等**

（１）応募書類：商店街店舗魅力向上支援事業申請書　様式１＜魅力発信型＞

（２）提出期限：令和６年５月８日（水）必着

（３）提出方法：応募書類を郵送により提出

（４）提出先：下記７記載の事務局

（５）応募上の留意事項

①　応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等に配付します。

②　提出された応募書類一式は返却しません。

③　申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

④　応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

⑤　継続の意思確認、大阪府の事業終了又は申請者において辞退の申し出がない限り、本事業への参加は継続す

るものとします。

**５．審査**

申請内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果をもとに大阪府が施策効果などを総合的に判断し、対象商店街を決定します。

審査は原則として応募書類にもとづいて行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。

選考結果については、５月下旬に大阪府ウェブサイトに掲載するとともに、申請者あてに通知します。

**６．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和６年 | ４月１日（月） | 応募要領公表 |
|  | ５月８日（水） | 応募申請提出締切（必着） |
|  | ５月下旬 | 対象商店街決定 |
|  | ６月上旬 | 事業開始 |
| 令和７年 | ２月末頃 | 事業終了 |

**７．問い合わせ・書類提出先**

大阪府商店街店舗魅力向上支援事業事務局（10:00～17：00　土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者　(株)産經アドス内「商店街店舗魅力向上支援事業事務局」

住所　〒556-0017 　大阪市浪速区湊町2-1-57　難波サンケイビル

メールアドレス　miryoku@osaka-shotengai-info.com

電話番号　06-6636-1034 FAX番号 06-6636-1489